

防災かわら版

問合せ先 防災安全課防災係（窓口⑩） ☎36 4 1 4 5

消防団員募集

消防団員は、普段は自分の仕事をしながら、災害が発生した場合には消火活動等に従事する、非常勤特別職の地方公務員です。

消防団の主な活動としては、火災時の消火活動はもちろんのこと、平常時においても、火災予防運動や幼児への防災ダックを使った啓発活動、出初式、定例会議（1ヶ月に2回）、応急手当普及員の資格取得などを行っています。



辞令交付式

○入団後の処遇

- ①規定の金額が年額報酬として支給されます。また、火災出動や訓練への参加に応じた報酬も支給されます。
- ②ふじのくに消防団応援連盟事業がご利用できます。
- ③消防団活動中に負傷した場合は治療の費用などが補償されます。

○消防団員になるには

市内に居住または勤務している18歳以上の健康な男女であれば、どなたでも入団することができます。



防火パレード



分団別演習

対象となる方
「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
※20歳以上60歳未満の自営業・農林漁業者とその家族、学生・無職の方
届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。
免除対象期間
出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。産前産後免除期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
なお、多胎妊娠の場合は出

付加保険料制度について
付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。
申込みをした月分から納めることとなります。手続きをご希望の方は市民保健課国保年金係へお申し出ください。
申請・問合せ先
市民保健課国保年金係
（窓口③） ☎22 3 9 2 2

産前産後の国民年金保険料が免除になります



助けあい、支えあう
「年金」って
とても大事

産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）
申請に必要なもの
・基礎年金番号又はマイナンバーのわかるもの
・母子健康手帳（出産前に申請する場合）
・出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類（被保険者と子が別世帯の場合のみ）

下田開港 170 周年

嘉永7年（1854年）3月、「日米和親条約」の締結により、下田と函館は日本で初めての開港場となりました。米露を中心とした諸外国との交流が行われ、下田は歴史の表舞台に登場することとなりました。

タイトル背景：『ペリー提督日本遠征記』

2024 年は下田開港から 170 周年を迎える年です。

170 周年を記念した講演会の開催等、節目の1年を盛り上げていきます。

問合せ先 企画課政策推進係 ☎22 2 1 2

HISTORY

下田開港の歴史

1853 ペリー艦隊、浦賀沖に来航

1854 ペリー艦隊、神奈川沖に来航
日米和親条約締結
下田と函館が開港される
ペリー艦隊が下田入港

吉田松陰ら、米国艦に乗り込み、密航を試みるも断られる

了仙寺で日米和親条約附録「下田条約」が調印される

プチャーチンが下田に来航

プチャーチンと川路聖謨が福泉寺で日露交渉開始

安政の東海地震発生

1855 長楽寺で日露和親条約締結

1856 ハリスが駐日アメリカ総領事として、下田に来航。玉泉寺を総領事館とする。

1858 日米修好通商条約に調印

1859 神奈川開港。ハリスが下田を去り、玉泉寺の駐日アメリカ領事館閉鎖

下田閉港

冠事業募集

下田開港 170 周年を祝う機運を高めるため、「下田開港 170 周年」等の冠称を使用しただけの事業やイベントを募集します！

●対象事業
令和6年度中に実施し、市の魅力を発信できるもの。
（新規・既存問いません。）

●支援内容
「下田開港 170 周年」等の冠称の使用。市HP等、広報媒体による周知。

●実施期間
令和7年3月31日まで
※申請方法や詳細は企画課までお問い合わせください。

申込みはこちら→
（LoGo フォーム）



歴史紹介

次号から12月号まで、下田開港にちなんだ連載記事を掲載します。次号をお楽しみに！



下田開港博物館所蔵